

# 住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書／印鑑登録証明書交付申請書

※ ご請求の際は、本人確認ができる資料をご提示ください。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。

※ その他、注意事項は裏面をお読みください。

請求先 町田市長

窓口 きた方 (申請者)	住所	電話 ( )		請求者との ご関係
	氏名	生年 月 日	明・大・昭・平・令・西暦	

※窓口に来た方の署名又は記名、押印が必要です。

① 住民票の写し等	必要な方の住所	必要な方の氏名		使う方 (請求者)	住所	氏名	請求者の資格	使いみち	
	町田市	明・大・昭・平・令・西暦							電話 ( )
	アパート名、部屋番号など	(生年月日)							年 月 日
	住民票	世帯全員	通						□申請者と同じ
	除票・改製原	世帯の一部	通						
	記載事項証明書	世帯全員	通						□申請者と同じ
その他 ( )	世帯の一部	通							
☆住民票記載内容(必ず□にレ点をご記入ください。) 世帯主と続柄 (□のせる□のせない) 本籍と筆頭者 (□のせる□のせない) 個人番号(マイナンバー) (□のせる□のせない) * 外国人の方の固有項目は裏面をご覧ください。 * 住民票コード記載ご希望の方はお申し出ください。 * 個人番号(マイナンバー)の記載は裏面をご覧ください。			※請求者が法人の場合は、社判の押印が必要です。 □本人、同一世帯の方 □その他の方 (ご関係 )		※用途・提出先など具体的にご記入ください。				

② 戸籍証明書等	本籍	町田市		※町田市に本籍がない場合、戸籍は請求できません。		
	筆頭者	明・大・昭・平・令・西暦		必要な方の氏名	明・大・昭・平・令・西暦	
	(生年月日)	年 月 日		(生年月日)	年 月 日	
	戸籍	全部事項証明(謄本)	通	住所	□申請者と同じ	電話 ( )
		個人事項証明(抄本)	通			
	除籍	全部事項証明(謄本)	通	氏名	□申請者と同じ	印
		個人事項証明(抄本)	通			
	改製原戸籍	謄本・抄本	通	請求者の資格	□戸籍に記載されている本人	□戸籍に記載されている方の… 夫・妻・子・父・母・( )
	附票	全部・一部	通			
	☆附票記載内容(必ず□にレ点をご記入ください) 本籍・筆頭者 (□のせる □のせない) 在外選挙登録地記載希望の方はお申し出ください。			使いみち	※用途・提出先など具体的にご記入ください。	
身分証明書		通				
届書受理証明書	( ) 届	通				
届書記載事項証明	( ) 届	通				
その他の証明	( )	通				
年 月 日に氏名： ( ) 届を ( ) 市区町村に届け出						

③ 印鑑登録証明書	登録番号	登録番号	
	住所	住所	
	氏名	氏名	
生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	通数	通数
年 月 日		年 月 日	通

\* 必ず印鑑登録証(カード)を添えてご申請ください。(提出のない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。)

\* 記載事項(登録番号・氏名・生年月日・住所等)が正確に記入されていない場合は、印鑑登録証明書は交付できません。

\* 印鑑登録証明書の交付申請には、登録印・委任状は必要ありません。

受付	作成	審査
----	----	----

## 請求に当たっての注意事項

- ◎本人確認書類について  
窓口に来た方がご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
- ◎権限確認書類について  
窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類(委任状等)が必要です。
- ◎資料の提供について  
請求書に記載された内容から、資料の提供を求められることがあります。  
(申請者と必要な方の氏名が異なる場合に、関係確認のため戸籍の提示を求められることがあります。)
- ◎請求理由の記載について
  - 1)権利の行使・義務の履行のために請求する場合  
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために証明書を必要とする理由を記載してください。
  - 2)国または地方公共団体の機関に提出する場合  
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名とその機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
  - 3)その他の理由で請求する場合  
証明書の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
- ◎マイナンバーの記載について
  - 1)請求権
    - ・マイナンバーを記載した住民票を請求できるのは本人、同一世帯員、法定代理人、代理権が設定されている補佐人と補助人です。上記以外の方は本人からの委任状があれば代理人として請求することができますが、住民票は本人宛に郵送します。
    - ・マイナンバーを記載した除票を請求できるのは本人または法定代理人です。
  - 2)提出先
    - ・マイナンバーを記載した住民票は提出先によって受け取ってもらえない場合がありますので、あらかじめ、提出先に確認してください。
  - 3)除票
    - ・亡くなった方の除票にはマイナンバーの記載はできません。

- プライバシーの侵害等につながるような、不当な請求には応じられません。
  - 偽りその他不正な手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第135条・住民基本台帳法第46条)
  - 公的年金等の手続きに利用する場合は、手数料が無料になるものもありますので、窓口にお申し出ください。
  - 記入する際は、鉛筆や消せるボールペン等の消えやすい筆記具は使用しないでください。(委任状も同様です。)
- ※ ご不明な点があれば、窓口でお尋ねください。

<b>☆ 住民票記載内容</b> <b>(外国人の方の固有項目)</b> 必要な場合は□にレ印をしてください	<input type="checkbox"/> 国籍・地域	<input type="checkbox"/> 氏名カタカナ表記
	<input type="checkbox"/> 在留カード等の番号	<input type="checkbox"/> 通称履歴
	<input type="checkbox"/> 第30条45規定項目	<input type="checkbox"/>

備考欄	
-----	--